

子どもに関する助成・支援制度一覧

申請に持参するものは、ホームページでご確認いただくか、各担当部署にお問い合わせください

●児童手当

お問い合わせ:こども育成課 こども育成係 ☎0949-25-2148

0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している方に支給されます。出生から15日以内に手続きをしてください。

●児童扶養手当

お問い合わせ:子育て・障がい支援課 児童家庭係 ☎0949-25-2133

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進します。ただし、父または母が重度の障がいがある場合は、両親がいる家庭であっても支給します。また、父母に代わって養育している人に対しても支給します。

★手当の対象者

0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している父か母、又は父母に代わって児童を養育している人。

★手当の月額等(令和7年4月現在)

区分	児童1人	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	46,690円	11,030円	11,030円
一部支給	46,680円から11,010円	11,020円から5,520円	11,020円から5,520円

※所得に応じて全部支給と一部支給があります。詳細はお問い合わせください。

★手当の支払期

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月(それぞれ前月分までを支払います。)

★問い合わせ先

手当を受けるには手続きが必要です。市役所の窓口で請求の手続きをしてください。

— 広 告 —



お子様の『できる力』を引き出す!

直方スイミングスクール野上

ホームページ <http://www.nogata-sports.jp/swimming/>

お問合せ **TEL 0949 26-3833**

1日無料体験実施中!!

直方スイミングスクール野上 検索




●障害児福祉手当

お問い合わせ:子育て・障がい支援課 障がいサービス係 ☎0949-25-2139

20歳未満の人で、知的・精神又は身体に重い障がいがあって、日常生活でいつでも介護を必要とする在宅の障がい児に支給されます。ただし、福祉施設に入所中の人は対象になりません。また、本人及び家族等の所得により支給制限があります。

●特別児童扶養手当

お問い合わせ:子育て・障がい支援課 障がいサービス係 ☎0949-25-2139

知的・精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給されます。(所得により支給制限があります。)

●子ども医療費支給制度 お問い合わせ:保険課 保険年金係 ☎0949-25-2113

健康保険に加入している高校生までの子どもの医療費の自己負担を助成する制度です。出生から30日以内に手続きをしてください。

●ひとり親家庭等医療制度 お問い合わせ:保険課 保険年金係 ☎0949-25-2113

母子家庭・父子家庭・養育者家庭の医療費の自己負担を助成する制度です。

●未熟児養育医療給付制度

お問い合わせ:子育て・障がい支援課 母子保健係 ☎0949-25-2114

未熟児で(医療機関にて)入院が必要な場合に医療費の一部を助成する制度です。

●育成医療制度

お問い合わせ:子育て・障がい支援課 障がいサービス係 ☎0949-25-2139

障がいのある児童でその身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療を行うことによって、確実に効果が期待できる方に対して提供される自立支援医療費の支給をする制度です。

●重度障がい者医療制度 お問い合わせ:保険課 保険年金係 ☎0949-25-2113

3歳以上の人で一定以上の障がいをお持ちの方の医療費の自己負担を助成する制度です。



●病児保育

お問い合わせ:あざがみこどもクリニック ☎0949-25-2666 鞍手乳児院 ☎080-8568-6684

病気の回復期等にあり、集団保育等が困難な児童を施設で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。

●子育て短期支援事業(ショートステイ)事業

お問い合わせ:子育て・障がい支援課 児童家庭係 ☎0949-25-2133

児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産等の社会的理由によって一時的に家庭での養育が困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、市が委託する児童福祉施設で一定期間養育・保護を行います。

(期間は、原則7日以内)

★利用料金(日額)

対象者	生活保護受給世帯、 市県民税非課税世帯 (ひとり親世帯)	市県民税非課税世帯 (ひとり親世帯除く)	その他の世帯
2歳未満	無料	1,100円	5,350円
2歳以上	無料	1,000円	2,750円
緊急一時保護の母親	無料	300円	750円

★実施施設一覧

施設名		所在地	連絡先
乳児院	鞍手乳児院	鞍手郡鞍手町大字新延448番地11	0949-42-0246
児童養護施設	報恩母の家	遠賀郡岡垣町海老津3丁目8-1	093-282-0001

★問い合わせ先 利用には事前のご相談が必要です。まずはお問い合わせください。

●就学援助制度

お問い合わせ:教育総務課 教育総務係 ☎0949-25-2321

公立の小中学校に在籍している児童生徒の世帯の所得が一定基準以下の場合に、就学に必要な学用品費や給食費、修学旅行費などを援助する制度です。



🌸 ファミリー・サポート・センターのおがた

お問い合わせ:ファミリー・サポート・センターのおがた ☎0949-25-2148 FAX0949-25-2316



🌀『ファミリー・サポート・センター』とは？

子育てのお手伝いをしたい人「まかせて会員」と、子育ての手助けをしてほしい人「おねがい会員」をつなぎ、地域の中でお互いを支えあう会員組織です。利用するには会員登録が必要です。

★ ファミリー・サポート・センターのしくみ

- 入会金・年会費は**無料**です
- ファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています

ファミリー・サポート・センター
アドバイザー

まかせて会員さんをお探しします！

① 援助の申込み

よろしくお願いします！

③ 事前打合せ



まかせて！
今日は一緒に遊ぼうね

まかせて会員

④ 活動の実施・利用料金の支払い

おねがい会員



子どもに関する助成・支援制度一覧



● 会員になるには ※両方の会員(どっちも会員)にもなれます

★ おねがい会員

- 市内に住んでいるか通勤している人
- 生後6カ月から小学校6年生までのこどもがいる人

★ まかせて会員

- 市内に住んでいる人でこどもを預かることのできる20歳以上の人
- 講習会を全て受講した人

★ こんな時に利用されています(利用例)

- 保育所等のお迎えや帰宅後の預かり
- 仕事や買い物等の外出の場合の預かり
- こどもの習い事等の援助

※宿泊を伴う預かりや、病児・病後児の預かりはできません

● 利用時間・料金

	7:00	9:00	19:00	20:00
月～土曜日	1時間800円	1時間600円	1時間800円	
日曜・祝日 年末年始 (12/29～1/3)	1時間800円			

